

新潟市スクールカウンセラー等活用事業

新潟市教育委員会

1 スクールカウンセラー等活用事業の趣旨

この事業は、生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置し、活用する事業です。

具体的には、児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指すものです。

2 スクールカウンセラー等活用事業について

- スクールカウンセラーの配置事業は、全ての市立学校を対象に実施します。
- 市内中学校区の小中学校の児童生徒数をもとに、市立全小中学校へ単独校区、セット校区で配置を行います。単独校区配置方式とは、スクールカウンセラーを一つの中学校区に配置し、活用する方式です。セット校区配置方式とは、スクールカウンセラーを二つもしくは三つの中学校区を一つのセットとして配置し、活用する方式です。

緊急スクールカウンセラー派遣について

- 震災に伴うこころのケアについては、緊急スクールカウンセラー派遣として実施します。
- 命に関わる事案、いじめによる重大事案において、緊急にスクールカウンセラーを派遣します。この事案については、教育委員会の主導のもと、中学校区に関係なく、派遣します。

3 スクールカウンセラーの専門性と外部性

専門性

スクールカウンセラーの臨床心理に関する高度な専門性に裏打ちされた受容の態度によって、子どもたちの中に自分を理解してくれているという安心感が芽生え、その結果、自らを真摯に振り返り、自己解決しようと努力するようになります。

また、スクールカウンセラーがコンサルテーションに関して高度な能力を有していることから、児童生徒の指導の進め方について、教員がコンサルテーションを受けることにより、子どもたちと接する際の意識が変わるとともに、教員一人一人が自信をもって指導に当たることができます。

さらに、保護者にとっても、カウンセリングを受けることにより、子どもの問題行動等に対して心理学的側面からの理解と受容を深めることができ、その結果、精神的な余裕をもって対応できます。

外部性

児童生徒にとって「評価者」として日常接する職員よりも、校外の第三者的存在であるスクールカウンセラーの方がリラックスして心情を訴えることができます。

また、教員にとっても、スクールカウンセラーが学校の組織に属していないことから、同僚の教員に話しにくいことでも、気軽に相談することができます。

さらに、保護者にとっても、第三者的存在であるスクールカウンセラーからの助言の方が受け入れやすく、スクールカウンセラーを介して家庭と学校との連携が円滑になり、その結果、保護者と学校の信頼関係を深めることができます。